

平成 23 年度市町村派遣研修生について

1 経 緯

- (1) あいち電子自治体推進協議会は、県及び県内市町村で構成し、共同でシステム開発、運営等を行っており、協議会の設立準備段階から市町村実務研修生を派遣していただいている。
- また、平成 15 年にあいち電子自治体推進協議会設立後は、事務局を愛知県地域振興部情報企画課に置き、県職員及び市町村実務研修生により事務処理を行っている。
- (2) 設立準備時は 1 名、協議会設立後は、業務量により 3 名から 5 名の範囲で派遣をしていただいている。
- (3) 平成 16 年度第 4 回幹事会で、市町村実務研修生の派遣ルールが承認される。
- (4) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、市町村実務研修生の派遣ルールの見直しをおこなった。(平成 21 年度第 2 回幹事会承認 平成 21 年 9 月 2 日開催)

2 平成 23 年度派遣ブロック

ブロック区分	市町村名 (予定)	備 考
尾張ブロック	瀬 戸 市 (H22 年、H23 年)	
海部ブロック	弥 富 市 (H23 年、H24 年)	
知多ブロック	阿 久 比 町 (H23 年)	
東三河ブロック	田 原 市 (H22 年、H23 年)	

【 あいち電子自治体推進協議会 派遣ルール 】平成 21 年度第 2 回幹事会承認

(1) 派遣団体

- ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。
- イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区 3 名、三河地区 1 名の派遣とする。
- ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

(2) 派遣期間

- ア 原則として、市は 2 年間、町村は 1 年間又は 2 年間とする。
- イ 市の事情により派遣期間が 1 年間となる場合は、同一ブロック内の団体で 2 年間継続するものとし、派遣期間が 1 年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。
- ウ 上記ア及びイは、平成 16 年度第 4 回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

(3) 派遣ローテーション

- 別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。

(4) ブロック内での派遣ルール

- 各ブロックにおいて定めるものとする。

【別表】 研修生派遣状況及び今後の予定

ブロック名	H13 H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
尾 張			東郷町	→		稲沢市	一宮市	→	瀬戸市	瀬戸市
海 部		美和町	蟹江町		津島市	→		愛西市	→	弥富市
知 多	H13 大府市	東海市	→			半田市	→			阿久比町
西三河	H14 西尾市			岡崎市	→		安城市	→		
豊田加茂					豊田市					
新城設楽				作手村	東栄町			新城市	設楽町	
東三河		豊橋市	→	豊川市	→	蒲郡市	→		田原市	田原市
派遣団体数	各1	3	4	4	5	4	4	4	4	(4)

* 新城設楽ブロックは、派遣ルールの見直し以前に、ブロック内の取り決めで平成22年度の派遣団体を設楽町に決定していたため、設楽町からの派遣。

ブロック名	H24	H25
尾 張	派遣 (H25 2名)	
海 部	派遣	
知 多	派遣	
西三河	派遣	
豊田加茂		
新城設楽		
東三河		
派遣団体数	(4)	(4)